

子どもが島外医療機関等を受診した際の通院費等を助成します

屋久島町では、保護者の経済的負担の軽減を図り、かつ、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを目的に、島外で医療等を受けなければならない子どもが島外医療機関等を受診する際の必要な旅費等を助成いたします。

〈対象者〉

島内医療機関等において、島外で医療等を受ける必要があることの証明書等が発行され、島外医療機関等を受診した子どもとその付添い者1名

※子どもとは、屋久島町に住所を有する18歳に達した日以後、最初の3月31日が終了するまでの者をいいます。

※付添い者とは、対象となる子どもに係る二親等以内の親族である者をいいます。ただし、二親等以内の親族が不在である場合は、子どもを現に監護する者又は成年後見人をもって代えることができます。



〈助成内容〉

下の表に定める助成基準額と実際に要した対象経費を比較し、少ない方の額に **2/3 をかけた額** を助成します。

同一年度につき**1人6回(往復)まで**とし、医師の指示等特別な事由が認められる場合は最大12回(往復)までとします。

助成対象経費	助成基準額
島外の医療機関等への通院等に係る交通費及び宿泊費	・鹿児島本港(鹿児島空港)までの交通費 (口永良部島在住の場合は屋久島までの交通費も含む) ※離島割引等適用後の金額を基準とします ・1泊上限5,000円(1回につき2泊まで)
証明書発行手数料	1枚当たり上限3,000円

〈申請方法〉

① 島内医療機関等を受診する

「島外で医療等を受ける必要があることの証明書」を発行してもらう。

※島内に診療科目がないことが明らかである場合、島外医療機関等をすでに継続受診している場合は、島外医療機関等を受診し、上記証明書を発行してもらってください。

② 島外医療機関等を受診する

「島外で医療等を受けたことの証明書」を発行してもらう。

※島内医療機関等を受診せずに、島外医療機関等のみ受診した場合も必ず必要になります。

③ 受診後2カ月以内に役場福祉支援課へ申請をする

子ども通院費助成金申請書兼請求書に、各証明書・領収書(※1)を添えて申請してください。同一年度内に、同一の傷病で受診する場合、2回目以降の申請時には各証明書を省略できます。

※1 交通費、宿泊費、証明書発行手数料、受診分の領収書

④ 支給決定及び確定

書類を精査し、要件を満たしている場合支給決定され、申請のあった指定口座へ振り込まれます。

〈申請に必要な書類〉

	持ってきていただくもの	備考
1	島外で医療を受ける必要があること の証明書 ※同一傷病で申請する場合、 2回目以降省略可。	・島内医療機関等に発行を依頼してください。 ※島内に診療科目がないことが明らかである場合やこれまでに紹介状等が出され島外医療機関等を受診している場合などは、島外医療機関等へ証明書の発行を依頼してください。
2	島外で医療を受けたことの証明書 ※同一傷病で申請する場合、 2回目以降省略可。	・受診した島外医療機関等に発行を依頼してください。 ※2回目以降は領収書、診療明細書を提出してください。
3	交通費の領収書	・航空機の場合は搭乗券の写しも必要です。
4	宿泊費の領収書	
5	証明書発行手数料の領収書	・証明書発行手数料分の金額がわかる書類が必要です。
6	受診した医療機関等の領収書	・島内医療機関等及び島外医療機関等を受診した際の領収書が必要です。
7	印鑑	・浸透(シャチハタ)印は不可です。
8	振込先の通帳またはキャッシュカード	・申請者名義の口座へ振り込みます。申請者以外の名義口座へ振り込む場合は委任状が必要となりますので、事前に福祉支援課へお問合せください。
	申請時に記入していただく書類	備考
1	子ども通院費等助成金申請書兼請求書	・窓口にてご記入いただきます。

〈その他留意事項〉

- ・令和6年7月1日診療分から適用とします。
- ・同一年度内に、同一の傷病で通院等する場合は、2回目以降の申請の際各証明書の提出を省略できます。なお、別の傷病で通院等する場合は、再度その傷病に係る証明書の発行が必要です。
- ・屋久島町に住所を有しなくなったとき又は、子どもが18歳に達した以後最初の3月31日を終了したときは、支給を受ける資格を喪失します。
- ・各出張所にて申請書類を提出した場合、内容確認のため後日担当者よりお電話する可能性があります。ご了承ください。

【問い合わせ先】

屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係 (内線 167)
 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
 TEL:0997-43-590 FAX:0997-43-5905
 MAIL:kaigo01@town.yakushima.kagoshima.jp